

# 農薬等の空中散布における 飛行日誌記載概要

(機体認証を受けていない機体の場合)

一社)農林水産航空協会作成

○本資料の取扱について、農薬等の空中散布業務を行う関係者への情報提供以外の目的での使用ならびに無断転載を禁止します。

# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要(機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載の目的

事故等があった際に、過去に操縦者がいつ、どこで飛行させていたのか、どのように管理していたのか明確にし、安全運航に努めていたのか確認する。操縦者自身の正当性を示す。

### 飛行日誌

- ・特定飛行※を行うにあたって、各種記録(①～③)を残す義務(紙媒体または電磁的記録)。
- ・操縦者は飛行日誌を携行する必要がある。

- ①: 飛行記録… … 飛行した内容を記録
- ②: 日常点検記録… 飛行前点検等の結果を記録
- ③: 点検整備記録… 定期的な点検の結果や整備・改造内容を記録

①および②は原則として「1飛行」毎に記載する必要がある。

⇒「無人航空機の飛行日誌の取扱いに関するガイドライン(令和5年3月31日制定)」  
にのっとり農薬の空中散布に関する内容を飛行日誌に記載する。



※: 飛行の許可や承認の取得が必要な飛行

### 農薬等の空中散布

物件投下

農薬を含む危険物の輸送を行う

特定飛行に該当しない場合



飛行日誌への記載が必須



飛行日誌への記載を推奨

### ○飛行記録記載時の注意点

- ・原則、1飛行毎に記載する。主に操縦者が記載する。
- ・離陸時刻と着陸時刻には作業開始時と終了時のそれぞれの時間を記載し、飛行時間にはその作業中に、実際に飛行させた正味の時間を記載する。
- ・離陸、着陸場所について、圃場によって地番が明確でないことがあるため、その場合には「○市○町×氏の圃場」のように、所有や目印等を記載し場所を可能な限り明確にする。

### ○日常点検記録記載時の注意点

- ・原則、1飛行毎に点検する。
- ・点検結果の記載は、メーカーが指定する頻度に従い記載する。主に操縦者が記載する。
- ・点検項目や、点検内容については、機体の取扱説明書等に基づく、メーカーが提示した内容に準じて行う。万が一メーカーの提示が無い場合には、飛行の許可・承認申請時の飛行マニュアルに準じて点検を行う。

### ○点検整備記録記載時の注意点

- ・1年ごとに行うような定期的なメーカー点検や、飛行前点検などで見つかった軽微な不具合に対応した際に記載する。
- ・点検整備作業を行った際に、原則としてその作業を行った者が記載する。
- ・メーカーが提示している整備記録簿等があれば、それに準じて点検整備を行う。
- ・点検整備記録には整備記録簿を参照する旨を記載し、概要を記録することができる。

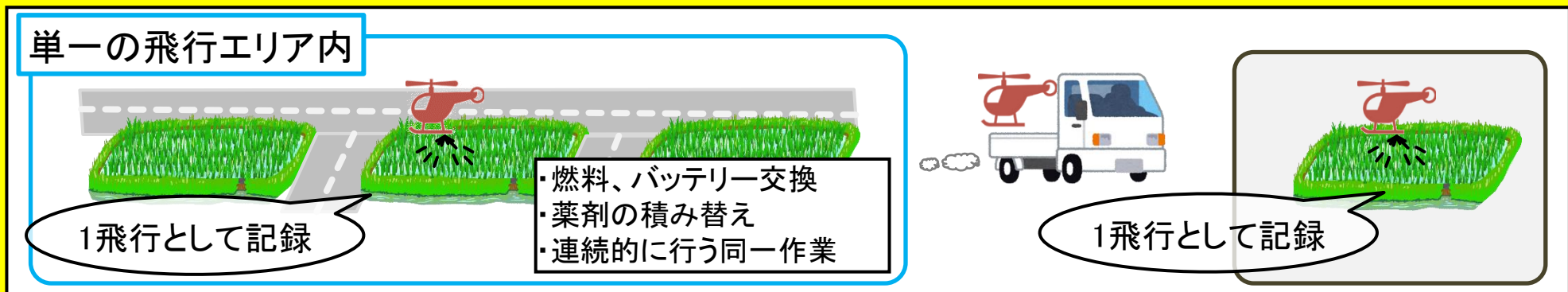
## ○農薬等の空中散布における「1飛行」の定義

飛行エリア:隣接した圃場(道路1本隔てても可)

上記飛行エリア内での同一の作業であれば、

- ①複数回行う作業であっても、連続的に行うのであれば1飛行扱い
- ②作業中の燃料補給、バッテリー交換、薬剤等の積み替えについても1飛行扱い

単一の飛行エリア内での同一作業を「1飛行」として、飛行記録等を記載する



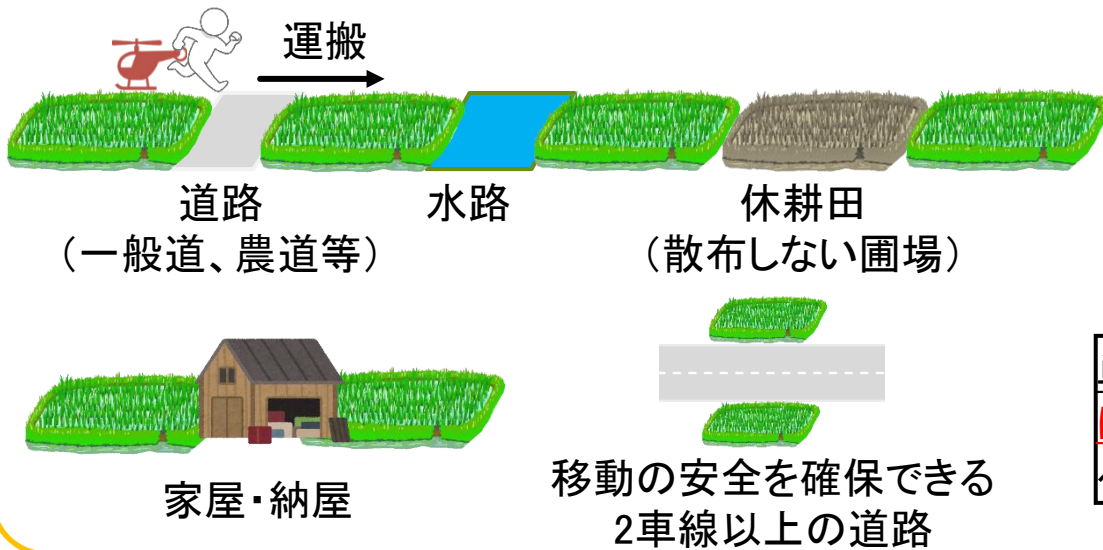
同一作業を行う圃場と圃場の間に、例として以下の物件等がある場合においては、「隣接した圃場」として、単一の飛行エリア内として扱うことができる。**※**

- ・農道 ・水路 ・あぜ道 ・散布しない圃場 ・休耕田 ・一般道(1車線) ・家屋 ・納屋
- ・圃場間の交通量が少なく、機体を人力で運搬でき安全を確保できる2車線以上の一般道

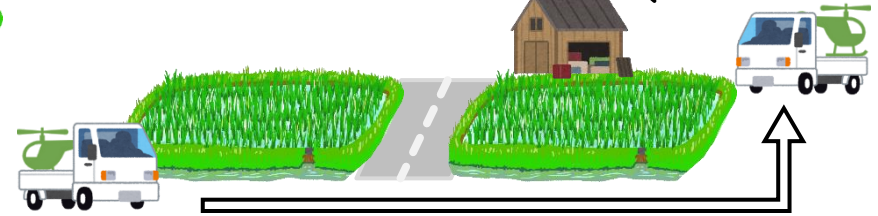
**※: 第三者の物件等(道、家屋等)の上空を飛行させる場合には所有者等と調整すること。**

# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要(機体認証を受けていない機体)

## 隣接した圃場の例(単一エリアとして扱えるもの)



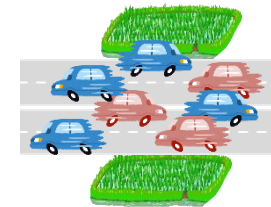
物件等に向かったの飛行を避けるため機体を大きく移動



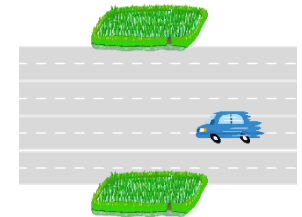
単一エリア内で、安全運航に努めることや、効率的に作業を行うことを目的に、機体を大きく移動させる必要がある場合、車での運搬が可能。

## 隣接した圃場とならない例

- ・交通量が多い道路
- ・安全を確保して人力で運ぶことが困難な道路等
- ・圃場間に距離があり、加えて多数の物件がある場合  
など



交通量の多い道路



安全確保が困難な道路  
(例:幅が広い道路)



距離+多数の物件

上記例を参考に、業務状況に応じて飛行記録を必ず記載すること。

# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要(機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載 ①飛行記録

### ○飛行記録概要

- ・機体毎に記載する。・1飛行毎に記載する。(1日単位の作業完了後でも可)
  - ・飛行記録と飛行計画との詳細な整合性は取らなくてもよい。
- ⇒飛行計画の変更があれば最新の内容で通報すること。

### ○記録事項(以下の内容が網羅できていること)

- ・登録記号(試験届出番号) ・種類 ・型式/型式認証書番号(なければ不要)
- ・機体認証の区分/機体認証書番号(なければ不要) ・機体製造者名および製造番号
- ・飛行年月日 ・操縦者の氏名 ・技能証明番号(なければ不要) ・飛行の目的及び経路
- ・飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法 ・離陸場所および離陸時刻
- ・着陸場所および着陸時刻 ・飛行時間 ・製造後の総飛行時間
- ・飛行の安全に影響のあった事項の有無及びその内容
- ・不具合及びその対応に関する記録(発生日と内容、対応日と内容と確認者名)



# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要 (機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載 ①飛行記録 記載例

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS		無人航空機の飛行記録 JOURNEY LOG OF UAS										機体認証を受けていない無人航空機の記載例
JU12345678A0												実際に飛行させた正味の時間を記載
飛行年月日 FLIGHT DATE	飛行させた者の氏名 NAME OF PILOT	飛行概要 NATURE OF FLIGHT	離陸場所 FROM	着陸場所 TO	離陸時刻 OFF TIME	着陸時刻 ON TIME	飛行時間 FLIGHT TIME	総飛行時間 TOTAL FLIGHT TIME	飛行の安全に影響のあった事項 MATTERS AFFECTED FLIGHT SAFETY			
2022年12月5日の改正航空法施行に伴い総飛行時間を新たに起算												
2022/12/5	農林 太郎	農薬散布 (物件投下、危険物輸送、または物件から30m)	○県×市□町△△付近圃場	○県×市□町△△付近圃場	7:00	8:00	0:30:00	0:30:00				
2022/12/5	農林 太郎	農薬散布 (物件投下、危険物輸送、または物件から30m)	○県×市□町○○付近圃場	○県×市□町□□付近圃場	8:30	11:30	1:30:00	2:00:00	不具合等があれば記載			
2022/12/7	空散 花子	農薬散布 (物件投下、危険物輸送、または物件から30m)	☆公園付近圃場	☆公園付近圃場	7:00	9:00	1:00:00	3:00:00				
2022/12/7	空散 花子	農薬散布 (物件投下、危険物輸送、または物件から30m)	○県×市××付近圃場	○県×市◎◎付近圃場	12:00	13:30	1:00:00	4:00:00	プロペラの回転数低下により飛行を中断			
2022/12/7	空散 健太郎 第221212345611号	農薬散布 (物件投下、危険物輸送、または物件から30m)	○県×市◎◎付近圃場	○県×市◎◎付近圃場	14:00	16:00	1:00:00	5:00:00				
発生年月日 SQUAWK DATE	不具合事項 FLIGHT SQUAWK		処置年月日 ACTION DATE	処置その他 CORRECTIVE ACTION				確認者 CONFIRMER				
2023/12/7	プロペラ数の回転数低下		2023/12/7	プロペラを取り外しクリーニングを行いプロペラの正常回転を確認				空散 花子				

初めて飛行日誌を記録する場合は、文言を記載すること

技能証明番号を持つ場合、記載。飛行日誌内に「操縦者氏名: 第〇〇号」と明記しておくことで省略可能。

メーカーが提示する様式等※があれば、それを使用すること。  
※: 取扱要領等の内容を網羅していること

飛行の概要 (許可・承認事項)

離着陸した場所の住所を記載。地番がわからない場合には、近隣の住所や物件付近の圃場と記載。

飛行記録は機体ごとに記載し、頻度は「1飛行」毎に記載する。農薬の空中散布における1飛行に該当するのは以下の通り。  
①隣接する圃場 (道路を1本挟んでも可) で散布を行う場合。  
②①の様な単一エリア内で連続的に散布作業を行う場合。  
上記に該当しない範囲で、機体を車両等に積んで別圃場へ移動し散布した場合には、それぞれ「1飛行」として別の行に記載する必要がある。

飛行の安全に影響のあった事項の概要を記載する。処置を行った場合、点検整備記録 (様式3) にも記録を行う。

# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要(機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載 ②: 日常点検記録

### ○日常点検概要

- ・原則、**1飛行毎**に点検する。
- ・点検した場合には、機体ごとに **メーカーが設定した頻度※**で日誌に記載する。  
※: 例えば、「メーカーが1日の作業開始前と終了時の記録を残すこと」としていれば、点検は1飛行毎に行い、最初の飛行前点検と作業終了時の飛行後点検の記録を記載する。
- ・**飛行前点検**や**飛行後点検**等に係る結果について記載をする。

### ○記録事項

- ・登録記号(試験届出番号) ・種類 ・型式/型式認証書番号(なければ不要)
- ・機体認証の区分/機体認証書番号(なければ不要) ・機体製造者名および製造番号
- ・実施年月日 ・実施場所 ・実施者の氏名
- ・**点検項目ごとの日常点検の結果(機体取扱説明書等が指定する内容)**  
例: プロペラ/ローターにゆがみ等ないか、通信系統に異常はないか, etc. ⇒ ○ or ×
- ・その他特記事項  
例: 飛行前点検にて、プロペラに損傷が認められたため、取説にのっとして交換した。  
例: 飛行後点検: 異常なし



飛行前点検  
日誌記載



散布飛行



飛行後点検  
日誌記載

- ・1飛行ごとに点検を行う
- ・日常点検の記録はメーカーが設定した頻度で記載する。



# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要 (機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載 ②: 日常点検記録 記載例

- 点検項目**
- ・機体外観  
損傷、変形
  - ・プロペラ  
損傷、固定
  - ・バッテリー  
充電
- メーカー指定の  
点検項目**

(様式2) 日常点検記録 機体認証を受けていない無人航空機の記載例

メーカー取扱説明書などに本様式記載内容を網羅する点検簿があればそれを使用すること。本様式を使用する場合には点検項目にはメーカーが指定する事項を記入する。

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS	JU12345678A0	無人航空機の日常点検記録 DAILY INSPECTION RECORD OF UAS		(NR. 1 )
点検項目 INSPECTION ITEMS		結果 RESULT	備考 REMARKS	
機体全般 UAS GENERAL	機器の取り付け状態(ネジ、コネクタ、ケーブル等)	○		
プロペラ PROPELLER(S)	外観、損傷、ゆがみ	×	不具合等があった場合に ×と記載	
フレーム FLAME	外観、損傷、ゆがみ	○		
通信系統 COMMUNICATION SYSTEM	機体と操縦装置の通信品質の健全性	○		
推進系統 PROPULSION SYSTEM	モーター又は発動機の健全性	○		
電源系統 POWER SYSTEM	機体及び操縦装置の電源の健全性	○		
自動制御系統 AUTOMATIC CONTROL SYSTEM	飛行制御装置の健全性	○		
操縦装置 FLIGHT CONTROL SYSTEM	外観、スティックの健全性、スイッチの健全性	○		
バッテリー、燃料 BATTERY, FUEL	バッテリーの充電状況、残燃料表示機能の健全性	○		
特記事項 NOTES				
飛行前点検において、プロペラの前縁部分に、損傷がみられたため、取説(具体的な記載か所)に従って交換を実施した。 飛行後点検: ○				
実施場所 PLACE	実施年月日 DATE	実施者 INSPECTOR		
×市◎◎付近圃場	2022/12/7	空散 花子		

メーカーが取扱説明書等で指定する項目について点検を行うため、点検項目はメーカーや機体型式ごとで違いがある。

不具合があったものについて、特記事項に概要を記載する。処置を行った場合、点検整備記録(様式3)にも記録を行う。

メーカーが提示する様式等※があれば、それを使用すること。

※: 取扱要領等の内容を網羅していること

# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要(機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載 ③:点検整備記録

### ○点検整備記録概要

- ・点検整備を実施した者が記入する。メーカー整備可。  
定期点検や、作業時・作業前後の点検で不具合に対処した記録など

### ○記録事項

- ・登録記号(試験届出番号) ・種類 ・型式/型式認証書番号(なければ不要)
- ・機体認証の区分/機体認証書番号(なければ不要) ・機体製造者名および製造番号
- ・実施年月日 ・実施場所 ・実施者の氏名
- ・点検、修理、改造及び整備の内容(交換した部品名を含む)
- ・実施理由 ・最近の総飛行時間(直近の点検整備～、機体認証～)
- ・その他特記事項



点検整備記録に  
概要を記載

点検整備  
(定期点検)



所有者  
(使用者)



飛行日誌携行

空中散布  
飛行日誌の携行

# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要(機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載 ③:点検整備記録 記載例

### 内容について

全ての項目を記載せずとも、メーカーなどによって指定された点検表等があれば、そこを参照する旨を記載。

点検整備毎の記録を区別するため、1行あける

### 総飛行時間

前回点検整備～の総飛行時間を記載

(様式3) 点検整備記録 機体認証を受けていない無人航空機の記事例

無人航空機の登録記号  
REGISTRATION ID OF UAS

JU12345678A0

無人航空機の点検整備記録  
INSPECTION AND MAINTENANCE RECORD OF UAS

↓通し番号を記載  
(NR. 1 )

実施年月日 DATE	総飛行時間※ TOTAL FLIGHT TIME	点検、修理、改造及び整備の内容 DETAIL	実施理由 REASON	実施場所 PLACE	実施者 ENGINEER	備考 REMARKS
2022/12/7	4:00:00	取扱説明書（ユーザーマニュアルの名称等） (Rev. ●) ●項に従いプロペラ交換を実施	プロペラの損傷	◎◎付近圃場	空散 花子	
2023/6/8	19:00:00	取扱説明書（ユーザーマニュアルの名称等） (Rev. ●) ●項に従い●●の 20 時間毎の定期交換を実施	取扱説明書の交換指示による	□□会社	農林 太郎	
2024/12/10	27:00:00	取扱説明書（ユーザーマニュアルの名称等） (Rev. ●) ●項に基づく定例整備（1年）、作業項目については納品書番号 No. xxxxxx を参照	取扱説明書の交換指示による	○○整備事業所	整備 一郎	

※前回の機体認証を受検するにあたり実施した点検整備以降の総飛行時間を記入する。機体認証を受けていない無人航空機は、点検整備作業を実施した時点での総飛行時間を記入するものとする。

メーカーが提示する様式等※があれば、それを使用すること。

※: 取扱要領等の内容を網羅していること

# 農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要(機体認証を受けていない機体)

## ○飛行日誌への記載 表紙 記載例

飛行日誌で共通の項目を  
表紙としてまとめて記載する。  
1機体あたり1枚作成すればOK。

# 飛行記録簿

塗りつぶしされている以下の項目は必須

- 登録記号or届け出番号
- 製造者名
- 製造番号
- 種類(ヘリコプター、マルチローター、飛行機)

登録記号or届出番号※1	JU12345ABCDE
型式認証番号※2	第〇〇号
型式名	ABC01
機体認証区分	第2種機体認証
機体認証番号	R05123ABC02

型式認証や機体認証を取得している場合に記載する。  
取得していない場合は空白でよい。

製造者名	無人航空機株式会社
製造番号	A-123
種類	マルチローター

※1: 登録記号 (JU+10桁番号) か届出番号いずれかを記載すること。

※2: 本記録簿の機体が該当する場合のみ記載すること。該当しない場合は空欄で問題ありません。

メーカーが提示する様式等※があれば、それを使用すること。  
※: 取扱要領等の内容を網羅していること

記録開始日: 2022 年 12 月 5 日